

記

1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを土壌改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づく平成23年産の取扱いに準じることとし、その概要は別紙2及び別紙3のとおりである。

ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が

(1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合には、検出限界値

(2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

副産物	対象地域		利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県	飼料用稲わらの調査対象6県	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）
麦わら	夏作飼料作物等の調査対象8県	夏作飼料作物等の調査対象2県	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）
もみがら	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3） 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値
もみがらくん炭	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10） 又は ② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」を「5県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域		利用の判断に用いるデータ
	平成24年産 の稲及び麦 に由来する もの	平成25年産 の稲及び麦 に由来する もの	
米ぬか	玄米の検査 対象17都県	玄米の検査 対象5県	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値 （精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8）又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査 対象17都県	玄米の検査 対象5県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査 対象17都県	玄麦の検査 対象9都県	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 （製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3）又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値